

高知県新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金 創業特例について

(令和4年1月分の例) ※令和4年2月及び3月分も下記の取扱いに準じるものとします。

創業特例【2019年創業】

■ **平成31年1月2日以降に創業された場合、下記の2019年創業特例により取り扱うものとします。**

※ただし、平成30年2月1日から平成31年1月1日までに創業した方で、平成30年2月から平成31年1月までの期間の売上高が0の場合は、2019年創業特例（区分A）を用いることができます。

区分	創業日	平成31年1月売上高 算定方法	事業年度の売上高合計 算定方法（法人のみ）
A	平成31年1月2日から令和元年11月1日までに創業した者	「平成31年1月の売上高」か「平成31年1月から令和元年12月までのうち、任意の連続する2か月分の売上の平均月額」のいずれかを、「平成31年1月の売上高」とみなす。	「平成31年1月以降の創業した月から令和元年12月までの期間の月平均売上高」×12を、「事業年度の売上高」とみなす。
B	令和元年11月2日から12月末までに創業した者	「令和元年11月及び12月の売上の平均月額」か「令和元年12月の売上高」のいずれかを、「平成31年1月の売上高」とみなす。	
備考		※上記の算定方法による計算の結果については、1円未満の額を切り捨てる。	

創業特例【2020年創業】

■ **令和2年1月2日以降に創業された場合、下記の2020年創業特例により取り扱うものとします。**

※ただし、平成31年2月1日から令和2年1月1日までに創業した方で、平成31年2月から令和2年1月までの期間の売上高が0の場合は、2020年創業特例（区分C）を用いることができます。

区分	創業日	令和2年1月売上高 算定方法	事業年度の売上高合計 算定方法（法人のみ）
C	令和2年1月2日から11月1日までに創業した者	「令和2年1月の売上高」か「令和2年1月から令和2年12月までのうち、任意の連続する2か月分の売上の平均月額」のいずれかを、「令和2年1月の売上高」とみなす。	「令和2年1月以降の創業した月から令和2年12月までの期間の月平均売上高」×12を、「事業年度の売上高」とみなす。
D	令和2年11月2日から12月末までに創業した者	「令和2年11月及び12月の売上の平均月額」か「令和2年12月の売上高」のいずれかを「令和2年1月の売上高」とみなす。	
備考		※上記の算定方法による計算の結果については、1円未満の額を切り捨てる。	

高知県新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金 創業特例について

(令和4年1月分の例) ※令和4年2月及び3月分も下記の取扱いに準じるものとします。

創業特例【2021年創業】

■ **令和3年1月2日以降に創業された場合、下記の2021年創業特例により取り扱うものとします。**

※ただし、令和2年2月1日から令和3年1月1日までに創業した方で、令和2年2月から令和3年1月までの期間の売上高が0の場合は、2021年創業特例（区分E）を用いることができます。

区分	創業日	令和3年1月売上高 算定方法	事業年度の売上高合計 算定方法（法人のみ）
E	令和3年1月2日から11月1日までに創業した者(注)	「 令和3年1月の売上高 」か「 令和3年1月から令和3年12月までのうち、任意の連続する2か月分の売上の平均月額 」のいずれかを、「令和3年1月の売上高」とみなす。	「 令和3年1月以降の創業した月から令和3年12月までの期間の月平均売上高 」×12を、「事業年度の売上高」とみなす。
F	令和3年11月2日から12月末までに創業した者(注)	「 令和3年11月及び12月までの売上の平均月額 」か「 令和3年12月の売上高 」のいずれかを「令和3年1月の売上高」とみなす。	
備考		※上記の算定方法による計算の結果については、1円未満の額を切り捨てる。 (注)令和3年11月1日から申請対象月の前月までに創業した事業者については、事業復活支援金の新規開業特例が適用されないことから、同支援金の支給対象外であるため、給付金の給付額における事業復活支援金支給相当額の控除は行わないものとする。	